



道路運送法第78条第3号にもとづく 「新たな仕組み」に対する 連合の考え方

日本労働組合総連合会

【道路運送法第78条第3号にもとづく新たな仕組みの創設】 に対する連合の基本的な考え方

連合 第6回中央執行委員会確認／2024.3.7

- **既存の公共交通で保障されている安全・安心の確保**
 - ・ タクシー事業者が運行管理、車両管理、運転者管理において責任をもつこと
 - ・ 運転者は、道路運送法第25条に基づき制限し、タクシー運転者登録原簿に登録を受けること
- **雇用を前提とした労務管理及び安全管理を徹底**
- **新たな仕組みは、道路交通法第78条3号「公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合に限り行う例外措置」であるため、タクシー業界の不断の努力によってタクシー不足が解消された場合は、当該制度を速やかに廃止すること**

雇用を前提とした労務管理および安全管理の徹底

デジタル行財政改革「中間とりまとめ」では、ドライバーの働き方について「安全の確保を前提に、雇用契約に限らずに検討を進める」とされているが、労働者でなければ労働関係法令が適用されず、健康障害や事故につながる懸念がぬぐえない

- 運転者については、雇用以外の働き方を対象にすべきではない。
- タクシー事業者に対して、道路運送法等にもとづく安全管理、健康診断等の健康管理の徹底、運転者の運転技能の向上、労働基準法及び改善基準告示にもとづく副業・兼業を含めた過重労働の防止といった措置義務などを課すことなく、新制度を導入すべきではない。

【運転者や利用者等の安全確保対策】

- 業務委託の場合、直接的には労働関係法令が適用されず、運転者や利用者等の安全確保のための就労時間規制、過労運転防止や健康確保措置などの実効性を確保することが困難となる。

【副業・兼業における問題】

- 副業・兼業については総労働時間が把握しづらく、長時間労働による睡眠などの生活時間の減少が生じ、健康障害につながる懸念が大きい。特に雇用以外の場合、本業との通算管理が適切になされない可能性が高く、疲労が蓄積した状態での運行により健康起因事故の増加を招きかねない。

【運転者に対する研修・教育の実施に関する課題】

- 制度の概要では「教育・研修を実施する体制が整えられていること」が資格要件として示されているが、タクシー事業者が業務委託の運転者に対し、雇用された運転者と同等に実施するか不明。運転技能などの質が担保されなければ、運転者や利用者等の安全を脅かすことになる。